

議案第59号

日進市税条例の一部改正について

日進市税条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年9月4日提出

日進市長 萩野幸三

1 提案理由

この案を提出するのは、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行による地方税法の一部改正に伴い、日進市税条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 個人市民税について、地方税法において用語の意義が変更されたため、市民税の所得割を非課税とする判定基準について、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」とする。
- (2) 固定資産税について、次のものに係る課税標準の特例措置にわがまち特例を導入する。
 - ア 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産
 - イ 企業主導型保育事業の用に供する土地、家屋及び償却資産
 - ウ 市民緑地の用に供する土地
- (3) その他必要な規定の整理を行う。

日進市税条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
 条 例 第 号

日進市税条例(昭和29年日進町条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>法第349条の3第28項等の条例で定める割合</u>)</p> <p><u>第57条の3 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</u></p> <p>2 <u>法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</u></p> <p>3 <u>法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第32条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者</u>に対しては、第25条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 法<u>附則第15条第32項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>7 法<u>附則第15条第32項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で</p>	<p>附 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第32条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者</u>に対しては、第25条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 法<u>附則第15条第33項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>7 法<u>附則第15条第33項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で</p>

<p>定める割合は3分の2とする。</p> <p>8 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の1</u>とする。</p> <p>12 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。</p> <p>13 略</p>	<p>定める割合は3分の2とする。</p> <p>8 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。</p> <p>12 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。</p> <p>13 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の日進市税条例(以下「新条例」という。)の規定(改正後の附則第10条の2第12項の規定を除く。)は平成29年4月1日から、改正後の附則第10条の2第12項の規定は都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)の施行の日(平成29年6月15日)から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第5条第1項の改正規定及び次条の規定 平成31年1月1日
- (2) 附則第4条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の日進市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第57条の3の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(日進市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 日進市税条例等の一部を改正する条例(平成26年日進市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る日進市税条例第75条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第75条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第75条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円	新条例第75条第2号ア	3,900円	3,100円
第75条第2号ア(ウ)a	6,900円	5,500円		6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
第75条第2号ア(ウ)b	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第75条	日進市税条例等の一部を改正する条例(平成26年日進市条例第13号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第75条	新条例附則第16条第1項の表以外の部分	第75条	日進市税条例等の一部を改正する条例(平成26年日進市条例第13号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第75条
附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第75条第2号ア	新条例附則第16条第1項の表第2号アの項	第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第75条第2号ア

		(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第75条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第75条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円